

運送事業者の皆様へ!

# 自動車事故防止のために しっかり点検・整備しましょう。

日常点検や定期点検をきちんと行っていますか?  
近年、**大型車の車輪脱落事故**などの車両故障による事故が起きています。  
しかし、日頃こまやかな点検を行っていれば、運転中のトラブルの  
多くは回避できるのです。クルマの健康管理は、クルマを守るだけでなく、  
人の命や環境も守ることにもつながります。  
毎日安心して運転するために、**しっかり点検しましょう。**

このような事故が起きています。

## 大型車の車輪脱落事故

ボルトの折損を伴うタイヤの脱落事故は、平成11年1月以降、平成21年12月末までに317件発生しており、平成20年4月には、東名高速道路でホイール・ボルト折損により脱落したタイヤが対向してきたバスに衝突し、バスの運転者が死亡する事故が発生しています。車輪脱落事故は、ディスク・ホイールを取り付ける際に不適切な(強すぎる、弱すぎる)ホイール・ボルトの締め付け又はタイヤ交換時にディスク・ホイールの種類(スチール製、アルミ製)に合ったホイール・ボルト、ホイール・ナットを使用しないこと(誤組)等によって引き起こされています。



平成21年10月から監査方針・行政処分  
基準が強化されました

### 監査方針改正のポイント

#### 巡回監査及び呼出監査の端緒に追加

- ① ホイール・ボルトの折損による車輪脱落事故を引き起こした事業者
- ② 整備不良に起因する死傷事故を引き起こした事業者

### 強化された行政処分基準

- ① 日常点検の未実施

<初違反>: 警告～5日×違反台数

<再違反>: 5日～15日×違反台数

- ② 定期点検整備の未実施

<初違反>: 警告～10日×違反台数

<再違反>: 5日～30日×違反台数



国土交通省

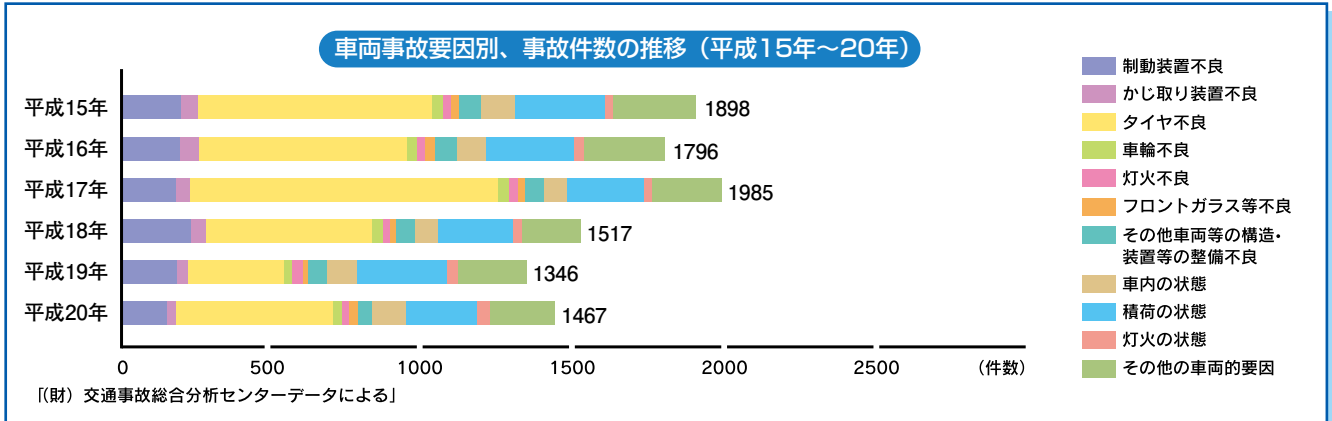


全日本トラック協会

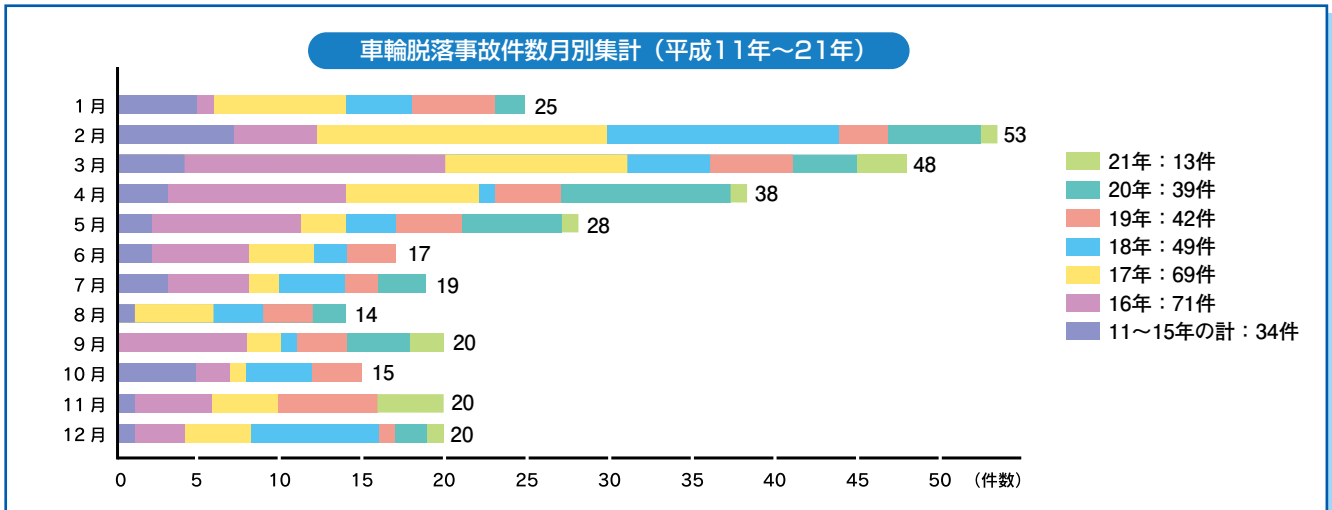
全国貨物自動車運送適正化事業実施機関

## 整備不良車の事故の状況

平成20年の車両の不具合が原因と考えられる事故は年間約1,500件発生しており、このうち約5割強の約800件が整備不良とみられています。



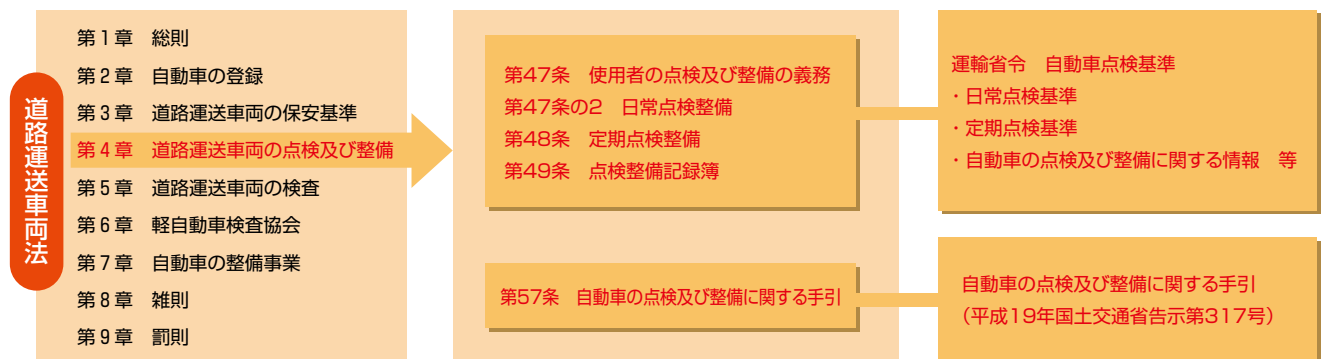
また、車両総重量が8トン以上の大型車の車輪脱落事故は、平成16年以降、約300件発生しています。



こうした事故やトラブルを防止し、自動車交通の安全を確保するためには、常日頃から自動車の点検整備を確実に実施することが必要不可欠といえます。

## 自動車の点検・整備の義務及び法体系

自動車の使用者は日常的に点検整備を実施すること（日常点検整備：道路運送車両法第47条の2）、自動車を定期的（事業用自動車の場合には3か月毎）に点検整備を実施すること（定期点検整備：同法第48条）が義務付けられています。



●自動車の点検・整備のことが詳しくわかります。

点検整備

検索

www.tenken-seibi.com